

沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書

新型コロナウイルス感染症は、県民の生命や健康はもとより、県民生活及び県民経済に深刻な影響を及ぼしている。特に、本県の基幹産業として、県民生活の向上と県民経済の発展に貢献している観光産業については、同産業を支える入域観光客が令和2年度実績で対前年度比688万5600人減、同72.7%減と減少数、減少率ともに過去最大の下げ幅となり、その影響等を受けて既に壊滅的な状況となっている。

本県の県民生活及び県民経済は、観光産業と密接に関連しているために、観光産業分野における新型コロナウイルス感染症対策を強化することは、観光産業の再興にとどまらず県民の生命と暮らしを守ることにつながるものである。

そこで、県議会は、県の責務として観光産業分野における新型コロナウイルス感染症対策の強化のため、観光関連事業者等に対する支援施策の実施等を求めることを柱とした新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例（令和3年沖縄県条例第31号）を全会一致で可決し、観光産業の再興と安全安心の島沖縄の実現をめざす決意を示したところである。

新型コロナウイルス感染症対策の実施のために逼迫している本県の財政状況を鑑みると、同条例による観光産業の再興のための新たな施策の実施に要する経費に充てる財源の確保は、本県の喫緊の課題となっている。

については、県民生活の向上と県民経済の発展、観光立国の実現に貢献するため、本県の観光産業の再興ひいては県民の生命と暮らしを守るための新たな施策を県が迅速かつ円滑に実施できるよう、国におかれては、財政上の措置その他の必要な支援を講じられるよう同条例の趣旨を踏まえ強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
地方創生担当大臣
経済再生担当大臣

宛て